第３章　　防　災　組　織

第１節　防災本部

石油コンビナート等災害防止法に基づき、県に防災本部を常設する。

防災本部の組織及び所掌事務は、次に定めるところによるものとする。

第１　組織

防災本部の組織は、次のとおりである。

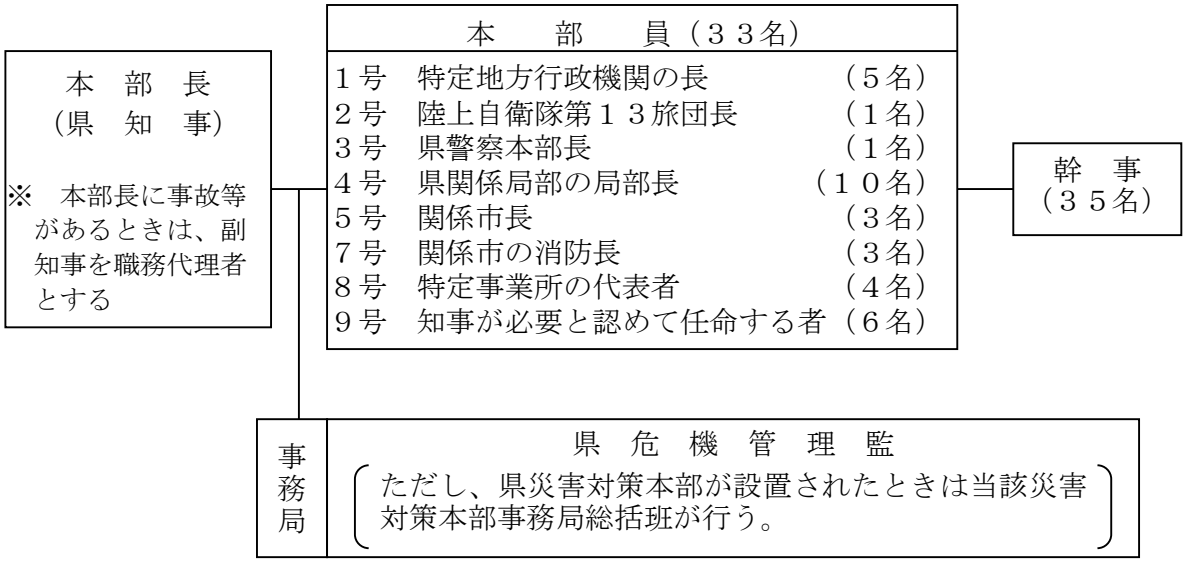

第２　所掌事務

防災本部の所掌事務は、次のとおりである。

１　平常時における事務

（１）　石油コンビナート等防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

（２）　防災に関する調査研究を推進すること。

（３）　防災に関する情報を収集し、これを関係者に伝達すること。

（４）　その他特別防災区域に係る防災に関する重要な事項の実施を推進すること。

２　災害時における事務

（１）　防災に関する情報を収集し、これを関係者に伝達すること。

（２）　防災関係機関及び特定事業所が、この計画に基づいて実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整を行うこと。

（３）　石油コンビナート等現地防災本部（以下「現地本部」という。）に対して、災害応急対策の実施に関し必要な指示を行うこと。

（４）　関係特定地方行政機関を除く国の行政機関及び他の都道府県との連絡を行うこと。

（５）　その他特別防災区域に係る防災に関する重要な事項の実施を推進すること。

第２節　現地本部の設置

特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、現地において有機的な連携のもとに、緊急に円滑かつ効果的な防災活動を実施するために設置する現地本部の設置基準、組織及び所掌事務等については、次に定めるところによるものとする。

第１　設置

現地本部は、現地において緊急かつ統一的な防災活動を実施するため、防災本部長が特に必要があると認めるときに設置するものとする。

第２　設置場所

現地本部は、原則として当該特別防災区域の所在する市の事務所に置くものとする。

第３　組織

現地本部を組織する現地本部長及び現地本部員には、次の者をもって充てるものとする。

（１）　現地本部長　　当該特別防災区域の所在する市の市長（江田島市長）

（２）　現地本部員　　防災本部長が指名する本部員

現地本部の組織図

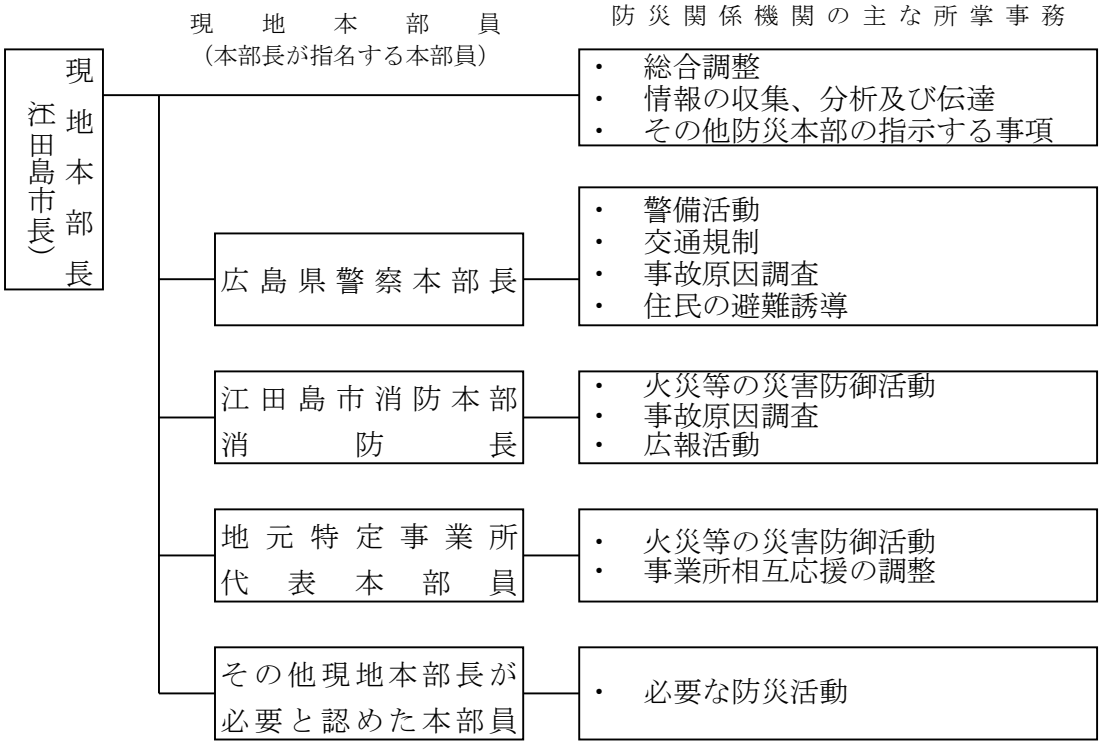

第４　所掌事務

現地本部は、防災本部の事務のうち、次の事務を行うものとする。

（１）　情報の収集、分析及び伝達

（２）　防災関係機関及び特定事業者が実施する災害応急対策に係る連絡調整

（３）　その他防災本部の指示する事項

第５　廃止

防災本部長は、当該災害の拡大の危険が解消し、災害応急対策がおおむね完了した時点で、現地本部の設置の必要がなくなったと認めるときは、現地本部長の意見を聴き、廃止するものとする。

第６　設置及び廃止の連絡

防災本部長は、現地本部の設置を決定したときは、各本部員に対しその旨を直ちに通知するものとする。また、廃止を決定したときにおいても同様とする。

なお、現地本部設置の通知を受けた現地本部員は、速やかに設置場所に集合するものとする。

第７　その他

（１）　現地本部員は、必要に応じ、その属する機関の職員を連絡員として現地本部に派遣し、現地本部の事務補助に従事させるものとする。

（２）　その他、現地本部の設置に関し必要な事項は、その都度防災本部長が定めるものとする。

第３節　防災関係機関及び特定事業所の組織及び動員計画

防災関係機関及び特定事業者は、特別防災区域に係る災害に対処するため、それぞれの所掌する事務又は業務が的確かつ円滑に実施できるよう必要な防災組織を整備し、所要要員の動員及び配備体制に万全を期するものとする。

防災組織の整備に当たっては、次の事項に留意するものとする。

（１）　組織の編成及び所掌業務を明確にし、常に現状に即したものに維持改善すること。

（２）　責任体制、指揮命令系統を明確にし、要員を適正に配置すること。

（３）　災害の種類、態様に応じた動員、配備等の基準を定めること。

（４）　夜間、休日等の連絡及び動員体制を整備すること。

第１　特定地方行政機関

１　中国四国管区警察局

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて所要の体制でこれに対処するものとする。

2　広島労働局

災害発生等について把握した際は、重大災害発生時の緊急措置要綱に基づき災害調査班を被災現場に派遣し、災害発生状況等の調査を実施するとともに必要な対策を講ずるものとする。

また、必要に応じ災害対策本部設置要綱に基づき、次の組織を設置する。

災害対策本部の組織	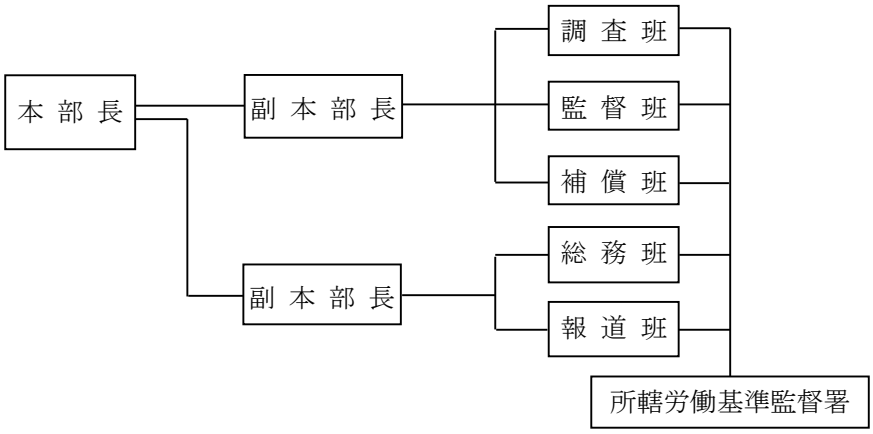
同構成	本部長　局　長 副本部長　労働基準部長 総務部長 本部員 調査班　班長　健康安全課長 班員　健康安全課長補佐、地方産業安全専門官又は地方労働衛生専門官及び調査班長の指名する者 監督班　班長　監督課長 班員　主任地方労働基準監察官及び監督班長の指名する者 補償班　班長　労災補償課長 班員　労災管理調整官及び補償班長の指名する者 総務班　班長　総務課長 班員　総務課長補佐及び総務班長の指名する者 報道班　班長　企画室長 班員　企画室長補佐及び報道班長の指名する者

3　中国四国産業保安監督部

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等において、災害対策を円滑に実施するため、その所掌事務に係る災害応急・復旧対策を総合的に講じる必要があると認めるとき等には、災害対策本部を設置する。

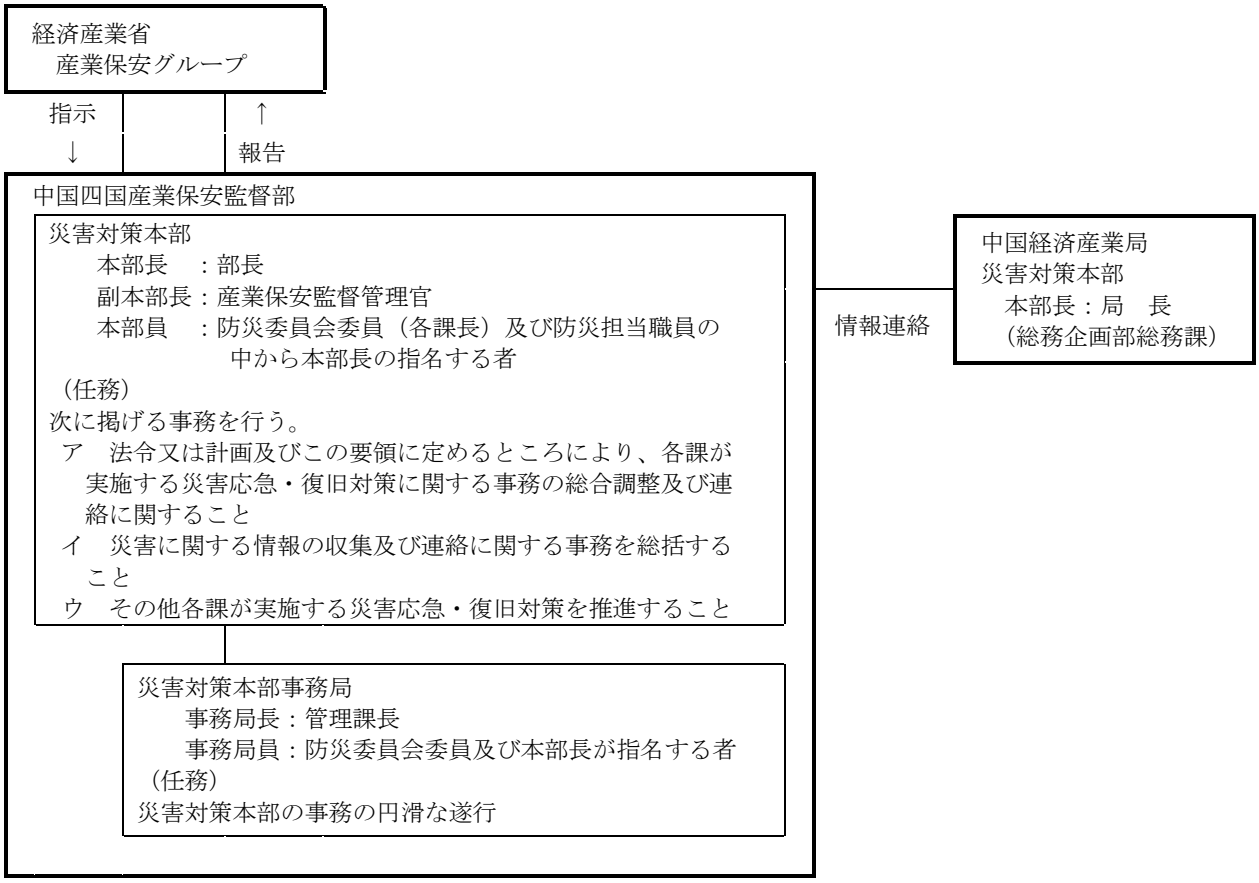

防災に関する事務の分掌（災害一般）

事項		担当課室
災害対策業務体制整備	本部体制	管理
防災業務検討体制	防災委員会	管理
情報連絡体制	部内各課間	管理
	自治体	関係各課、管理
	関係省庁地方支部局	関係各課、管理
	民間事業者等	関係各課
	対外広報	関係各課、管理
ライフライン	電力	電力安全
	都市ガス	保安
	ＬＰガス	保安
	熱供給	保安
産業保安	高圧ガス	保安
	石油コンビナート	保安
	火薬類	保安
	鉱山	鉱山保安、鉱害防止
被災産業調査・支援	全体調整	管理
	個別対応	関係各課
企業防災対策	全体調整	管理
	個別対応	関係各課
防災訓練		管理

4　中国地方整備局

災害が発生した場合においては、当該所管事務所が災害の状況を調査するものとし、必要に応じて対策本部を設置し、これに対処するものとする。

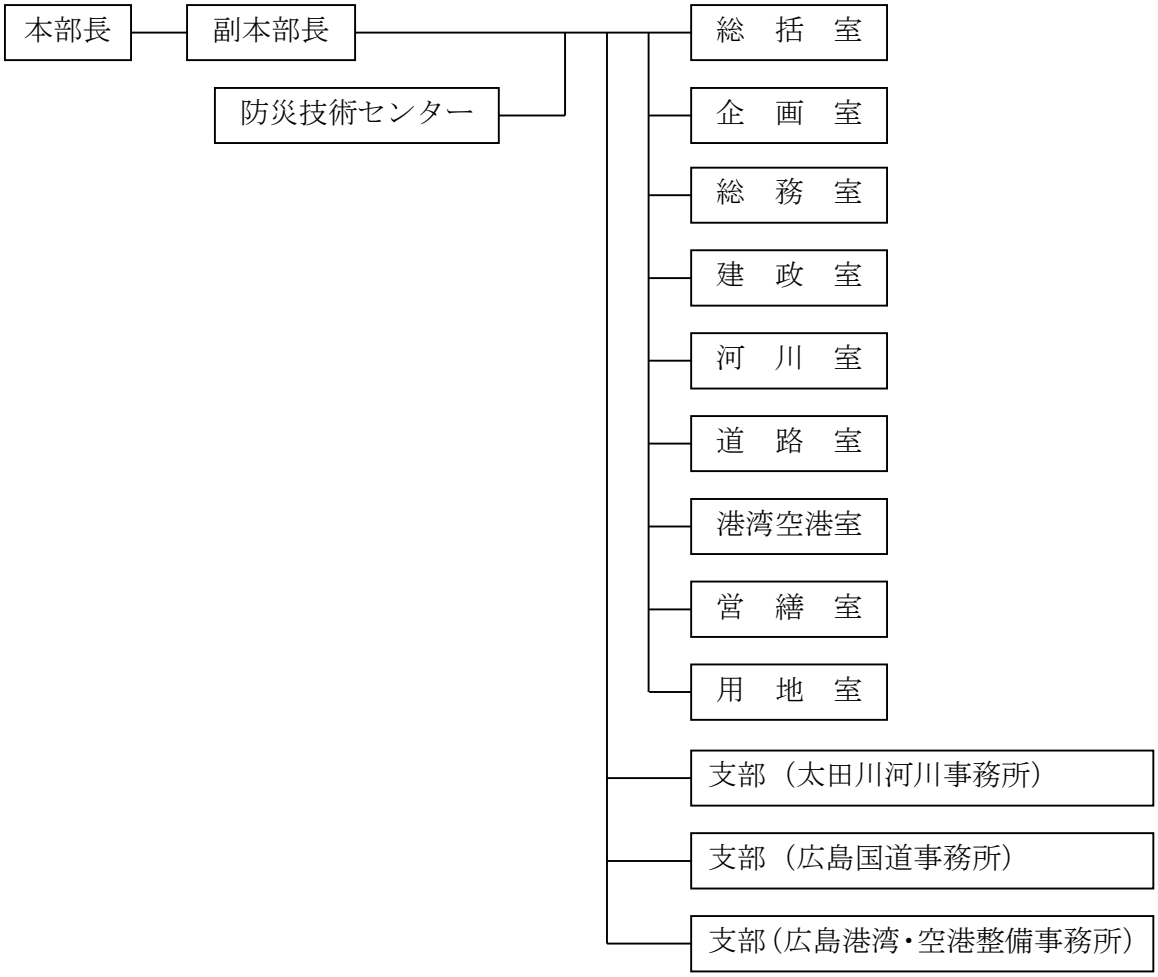

5　第六管区海上保安本部

特別防災区域及びその周辺において海上に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その災害の発生海域、災害の規模に応じ、広島海上保安部（能美地区）、呉海上保安部（江田島地区）又は第六管区海上保安本部において所要の体制で対処する。

なお、油が著しく大量に流出した場合における流出油の防除措置については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律による、海上保安庁長官が作成した瀬戸内海中部海域排出油等防除計画に基づいて実施する。

第２　自衛隊

災害派遣要請者からの要請に基づき、自衛隊の運営計画の定めるところにより、災害派遣部隊を編成して被災地に派遣し、必要な防災活動を実施するものとする。

第３　県

１　広島県

広島県は、広島県災害対策運営要領に定めるところにより、次の体制で対処するものとする。

（１）防災体制

特別防災区域内で災害が発生した場合、又はそのおそれがある場合には、その状況により「注意体制」、「警戒体制」及び「非常体制」の３体制に分けて災害応急対策を実施する。

体　制	体制の概要
注意体制	・　消防保安課が主体的に、関係課、総務事務所（支所）及び関係地方機関とともに対応する。 ・　業務内容は、主として情報収集及び連絡活動とする。
警戒体制	・　危機管理監が主体的に関係局（部）、総務事務所（支所）及び関係地方機関とともに対応する。 ・　業務内容は、主として情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急措置とする。
非常体制	・　知事を本部長とする災害対策本部及び、地域危機管理監を支部長とする災害対策支部を設置して全庁的に対応する。 ・　業務内容は、主として情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急措置とする。

（２）各体制の設置判断基準

次の判断基準により各体制を執る。

体制	判断基準	体制の決定
注意体制	・　危険物、火薬類及び高圧ガス（以下「危険物等」という。）の漏えい、火災又は爆発等の事故が発生、又は発生のおそれがある場合であって、相当の被害が予想されるとき。	消防保安課長が必要と認めたとき。
警戒体制	・　危険物等に係る次の事故で、県内の消防力等で対応が可能な場合 ①多数の死傷者が生じたとき又はそのおそれがあるとき。 ②甚大な物的被害が生じたとき又はそのおそれがあるとき。 ③危険物等が公共用水域へ大量に流出したとき又はそのおそれがあるとき。	危機管理監が必要と認めたとき。
非常体制	・　警戒体制の欄に掲げる事故が発生し、現に甚大な被害があって拡大するおそれがあるとき、又は県内の消防力等のみでは対応できないと予測されるとき。 ・　災害が特別防災区域を越えて、周辺地域へ拡大するおそれがある場合	総合的な対策を講ずるため、特に知事が必要と認めたとき。

（３）各体制における組織

各体制における関係機関は次のとおりとする。

区分	関　係　部　署　名	
注意体制・警戒体制	（本　　庁） 危機管理監　交通対策担当 環境保全課　産業廃棄物対策課 薬務課　商工労働総務課 水産課　道路河川管理課 港湾振興課　都市計画課 都市環境整備課	（地方機関） （江田島・能美地区災害時） 西部（総務事務所呉支所、厚生環境事務所・保健所呉支所、農林水産事務所・呉農林事業所、建設事務所）、広島港湾振興事務所
非常体制	全庁的体制とする。	

（４）注意体制における応急対策

注意体制においては、次の業務のほか、災害の状況に応じて必用な防災活動を行う。

区　分		業　　務
本庁	消防保安課	● 消防関係機関、関係課及び総務事務所（支所）と情報交換を行う。 ● 把握した被害状況を取りまとめる。 ● 危機管理監等に把握した状況を報告する。 ● 課内の配備要員の増員その他体制の強化を行う。
	関係課	● 関係地方機関等からの情報収集を行う。 ● 被害状況等を消防保安課に報告する。 ● 課内の配備要員の増員その他体制の強化を行う。
地方機関	総務事務所（支所）	● 所管区域内の被害状況等を取りまとめる。 ● 所管区域内の被害状況等を関係地方機関に情報提供する。 ● 必要に応じて消防保安課に報告する。 ● 所内の配備要員の増員その他体制の強化を行う。
	関係地方機関	● 所管区域内の被害状況等を把握するとともに、市町等の防災関係機関からの情報収集を行う。 ● 被害状況等を総務事務所（支所）及び関係課に報告する。 ● 所内の配備要員の増員その他体制の強化を行う。

（５）警戒体制における応急対策

警戒体制においては、次の業務のほか、災害の状況に応じて必用な防災活動を行う。

区　分		業　　務
本庁	危機管理監	● 市町・消防等の防災関係機関、関係課及び総務事務所（支所）と情報交換し、防災対策について協議する。 ● 各課等の被害状況を取りまとめる。 ● 関係課・室長及び地域危機管理監、関係地方機関の長に対して、防災体制及び防災対策について助言又は指示する。 ● 広島県石油コンビナート等防災本部構成機関との連絡及び調整を行う。 ● 被害状況等を知事及び副知事等に報告する。 ● 非常体制への移行を知事に進言する。 ● 監内の配備要員の増員その他体制の強化を行う。
	関係課	● 関係地方機関等と情報交換し、防災対策について協議する。 ● 被害状況等を危機管理監に報告する。 ● 課内の配備要員の増員その他体制の強化を行う。
地方機関	総務事務所（支所）	● 所管区域内の被害状況等を取りまとめる。 ● 所管区域内の被害状況等を関係地方機関に情報提供する。 ● 必要に応じて、被害状況等を危機管理監に報告する。 ● 必要に応じて、関係地方機関による応急対策実施を総合調整する。 ● 所内の配備要員の増員その他体制の強化を行う。
	関係地方機関	● 所管区域内の被害状況等を把握するとともに、市町等の防災関係機関からの情報収集を行う。 ● 被害状況等を総務事務所（支所）及び関係課に報告する。 ● 所内の配備要員の増員その他体制の強化を行う。

（６）非常体制における応急対策

災害対策の推進に関し、総合的かつ一元的体制を確立するとともに、広島県石油コンビナート等防災本部及び広島県防災会議と密接な連絡のもとに災害予防及び災害応急対策を実施するものとする。

区　　分	役　　割
本部長（知事）	災害対策本部の事務を統括し、本部職員を指揮監督する。
副本部長（危機管理監担当副知事）	本部長を補佐する。
総括部長・ 事務局長 （危機管理監）	● 本部長及び副本部長を補佐し、必要な防災対策及び防災体制について進言する。 ● 災害対策を総括指揮する。 ● 災害対策本部事務局の事務を総括する。 ● 災害応急対策に係る防災関係機関との調整を行う。 ● 防災関係機関との合同対策会議を開催する。 ● 状況に応じて、災害対策本部・支部体制を拡大又は縮小することができる。 ● 事案及び状況に応じて、危機管理センターで配備する班の数を増減することができる。 ● 効果的な応急対策を講じるため、状況に応じて関係実施部各班員をメンバーとしたチームを危機管理センターに設置することができる。

災害対策本部員 （実施部部長）	本部長の命を受け、災害対策本部に設置する部の事務を総括する。
班　長	● 部長の下、班の事務を総括する。 ● 副班長を定め、班員の処理すべき事務を指示する。
事務局班員	● 事務局総括班及び情報連絡班は、危機管理センターに配備して各班の分掌事務に従事する。 ● 事務局のその他の班は各執務室で各班の分掌事務に従事する。
実施部班員	● 各執務室で各班の分掌事務に従事する。 ● 必要に応じて、危機管理センターに配備して、関係班間の応急対策の調整事務に従事する。 ● 「災害対策本部設置時の各種情報伝達経路等」により、それぞれの分掌事務に関する災害情報の収集に努めるものとし、収集した情報は直ちに情報連絡班及びその他の関係班に伝達する。

第４　関係市

１　江田島市

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、その状況に応じて災害対策本部を設置し対処するものとする。

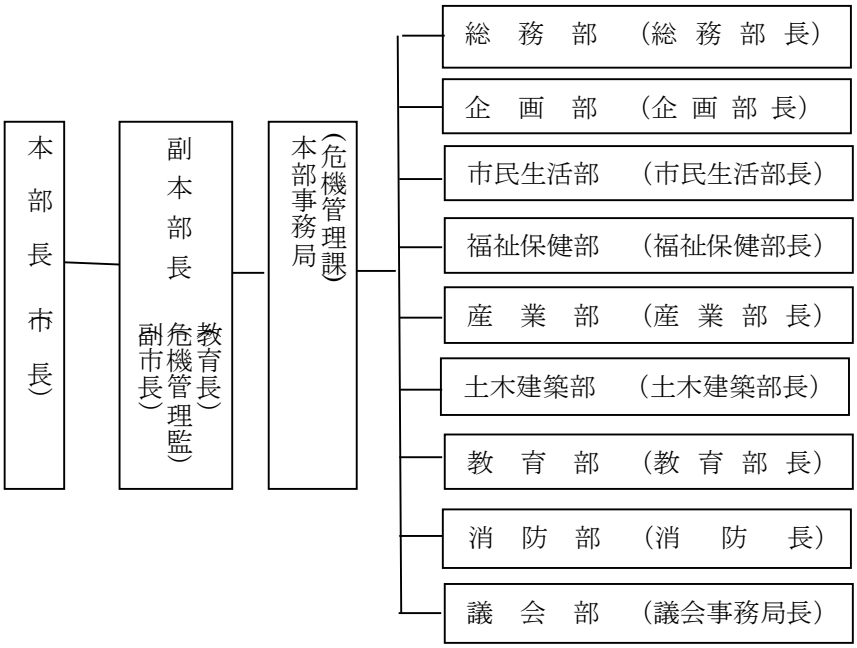

２　江田島市消防本部

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、次の部隊編成により消火等防御活動を実施するものとする。

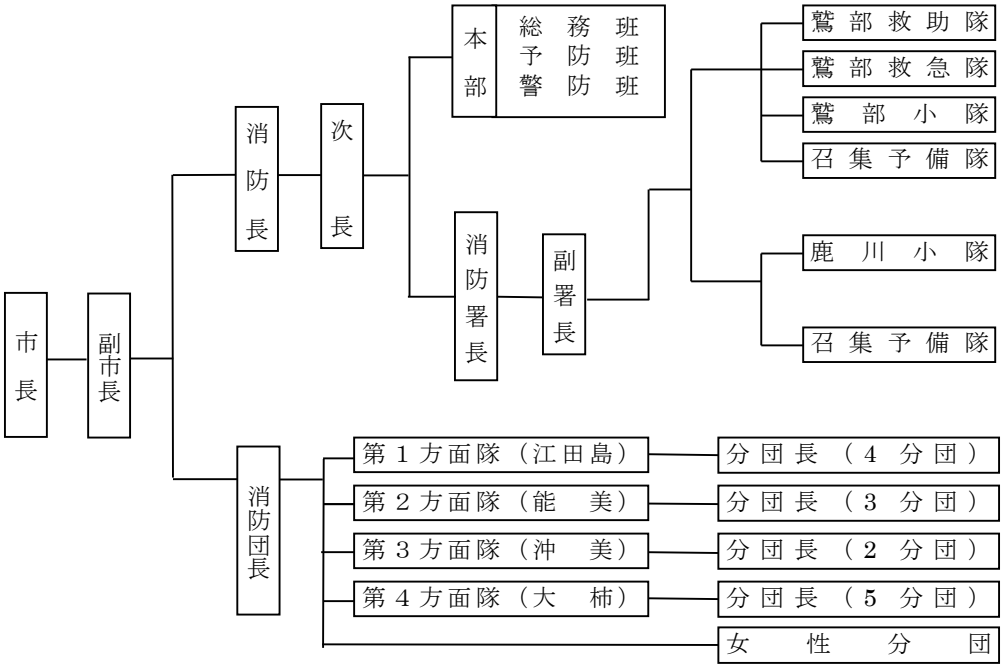

第５　関係公共機関

１　中国経済産業局

管轄区域において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等において、災害対策を円滑に実施するため、その所掌事務に係る災害応急・復旧対策を総合的に講じる必要があると認めるとき等には、災害対策本部を設置する。

災害対策本部　（災害時等必要に応じて設置）	
本 部 長 ：	局長
副本部長：	総務企画部長、地域経済部長、産業部長、資源エネルギー環境部長のうちから本部長が指名
本部員：	各部部長、次長、電源開発調整官及び防災委員会委員のうちから本部長が指名
事務局：	防災委員会委員長、副委員長、委員、本部長が指名する者
所掌事務：	ｱ　法令又は計画等に定めるところにより、各部課が実施する災害応急・復旧対策に関する事務の総合調整及び連絡に関すること ｲ　災害に関する情報の収集及び連絡に関する事務を総括すること ｳ　その他各部課が実施する災害応急・復旧対策を推進すること （庶務：総務企画部総務課）

防災委員会　（常設）	
委 員 長 ：	総務課長
副委員長：	参事官（広報・防災担当）
委　　員：	総務課、参事官（広報・防災担当）、会計課、企画調査課、地域経済課、産業振興課、資源エネルギー環境課等の職員のうちから委員長が指名
所掌事務：	ｱ　要領の作成及び見直し ｲ　防災訓練の実施等の災害予防対策 ｳ　参集基準の作成及び見直し ｴ　発災時における参集等の初動体制の確立 ｵ　本省、中国四国産業保安監督部及び他省庁地方支分部局等の防災担当者との連絡調整 ｶ　その他防災の推進に関すること （庶務：総務企画部総務課）

2　西日本電信電話株式会社中国支店

災害発生の場合は、状況に応じて現地対策本部を設置する。

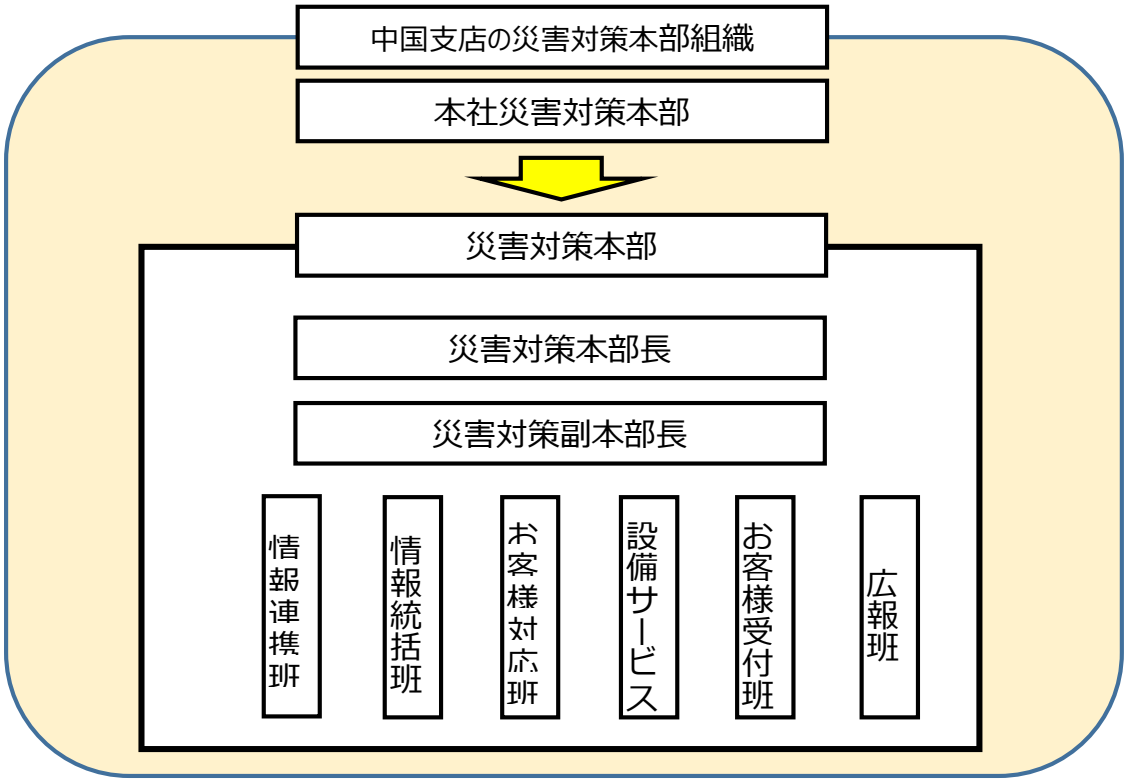

3　中国電力株式会社・中国電力ネットワーク株式会社

災害発生の場合は、状況に応じて、中国電力ネットワーク㈱広島ネットワークセンターに災害対策本部、中国電力㈱及び中国電力ネットワーク㈱の両社の本社に災害対策総本部を設置して、情報連絡に当たるとともに、対策要員を出動させ応急対策を実施する。

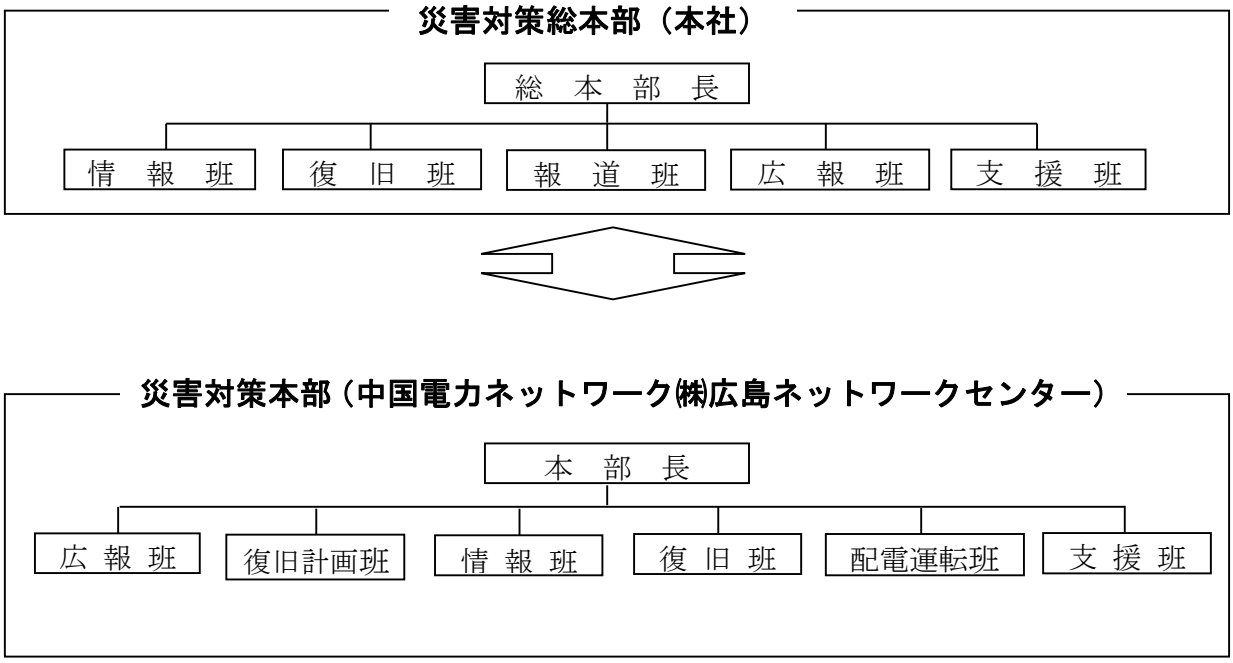

4　日本赤十字社広島県支部

県からの応急医療の要請を受けた場合は、被災地近接の病院から救護班を出動させ救護活動を実施するものとする。

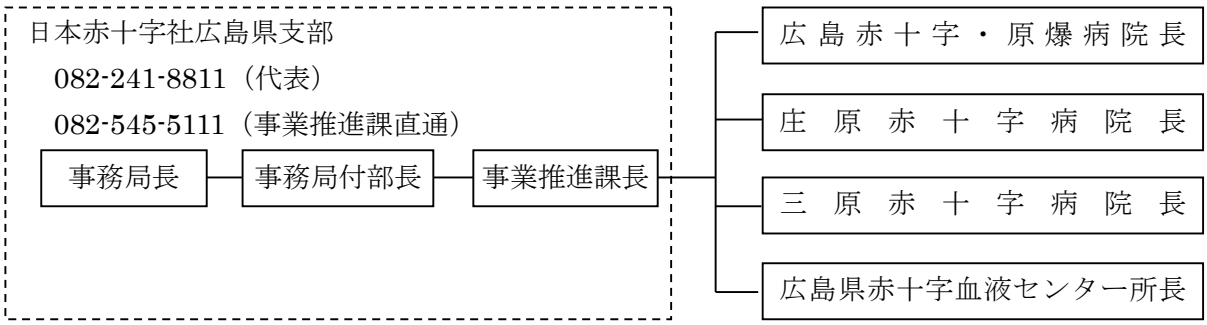

5　一般社団法人広島県医師会

一般社団法人広島県医師会は、広島県から応急医療の要請を受けた場合、広島県と一般社団法人広島県医師会の間で締結した「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づいて、一般社団法人広島県医師会に災害医療救護対策本部（以下「本部」という。）を設置する。本部は、災害発生地区医師会に対して現地災害医療救護対策本部（以下「現地本部」という。）を設置し、現地において医療救護活動を行う医療救護班を派遣するよう要請する。現地本部から本部に対して、医療救護班の医療要請があった場合には、本部から近隣地区医師会に対して、医療救護班を災害発生地区医師会に派遣するよう要請する。

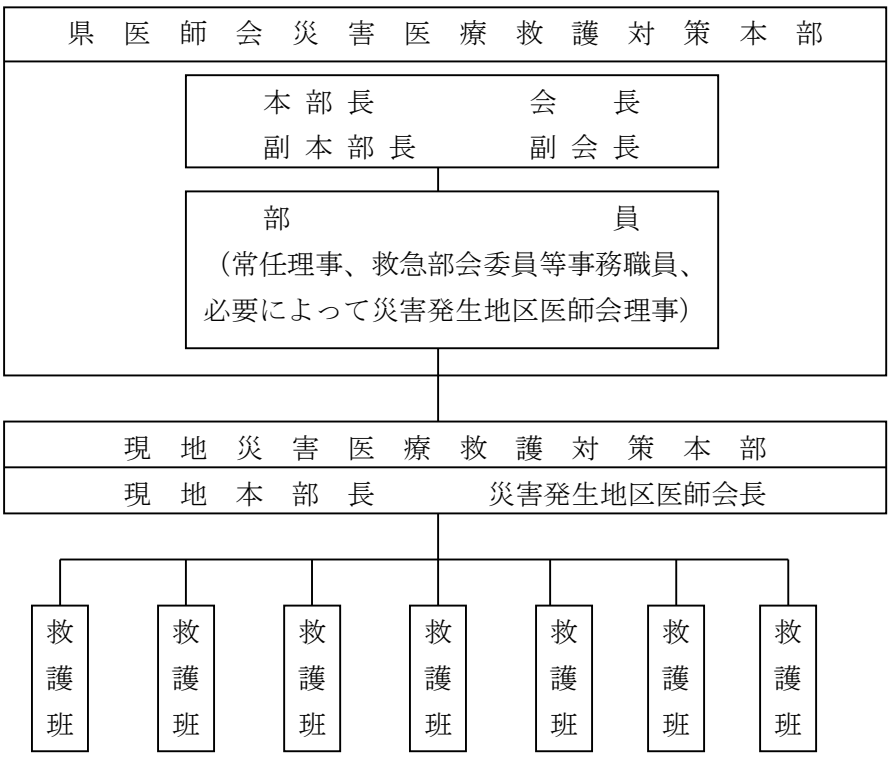

6　日本放送協会広島放送局

気象予報及び災害情報等を了知した場合は、内部基準に定めるところにより、ラジオ、テレビを通じてニュース速報等により報道を行うものとする。

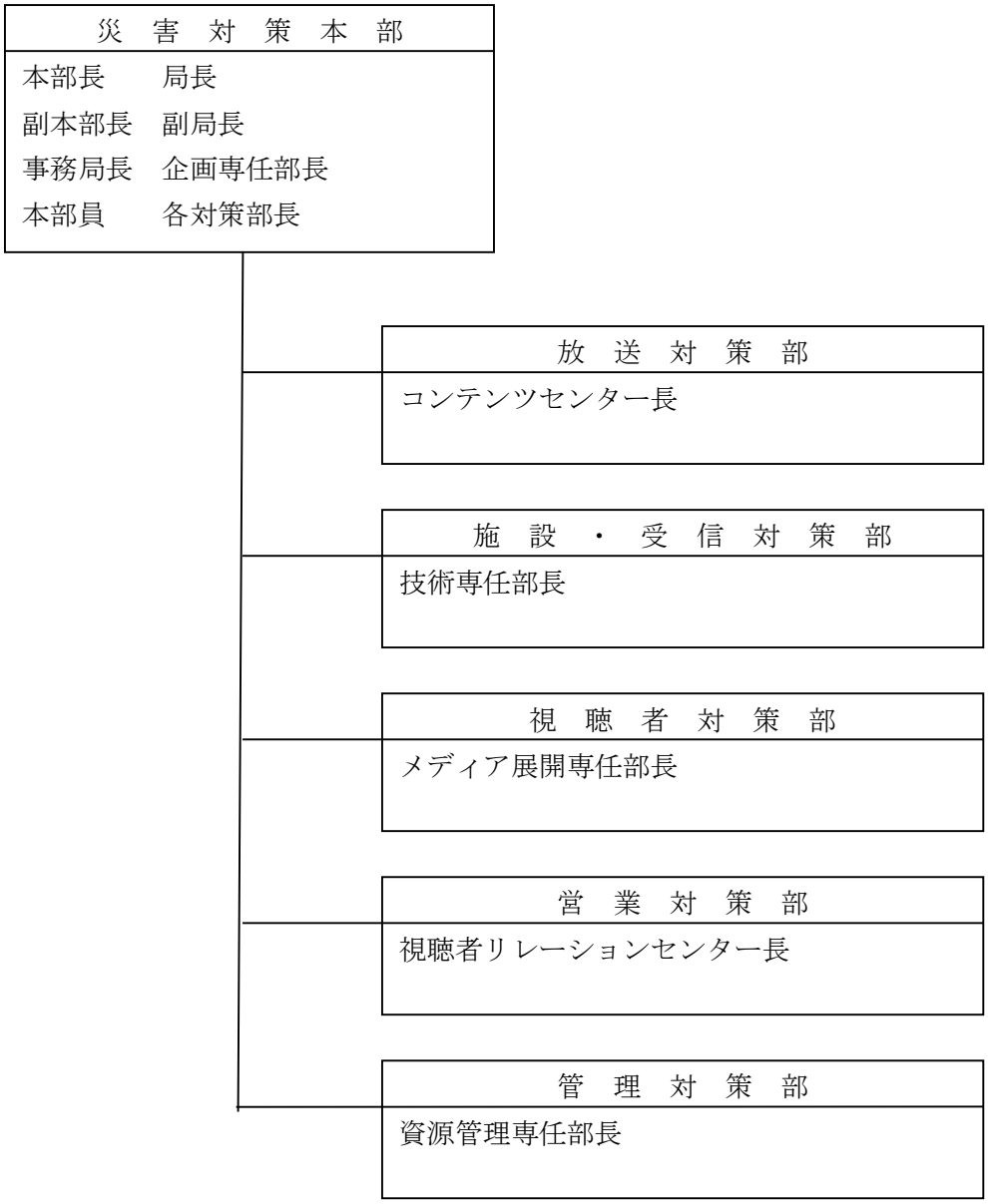

第６　特定事業所

１　江田島地区

伊藤忠エネクス㈱江田島ターミナル

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、その状況に応じて次の編成により対処するものとする。

ア　流出油防除の場合

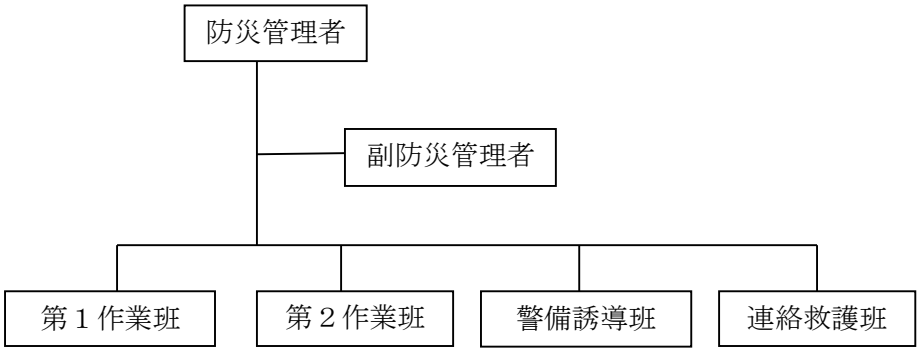

イ　消防活動の場合

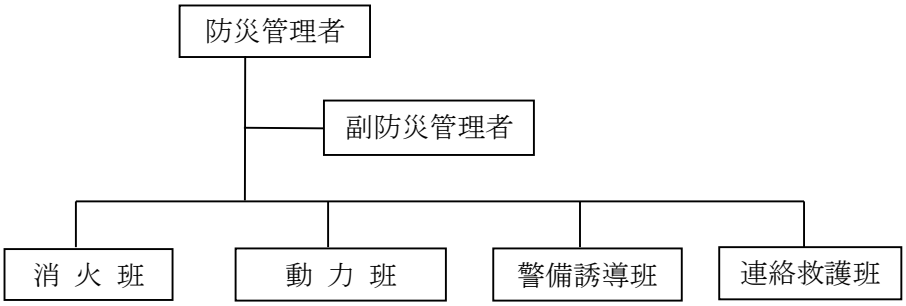

２　能美地区

鹿川ターミナル㈱

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、次の組織をもって対処するものとする。

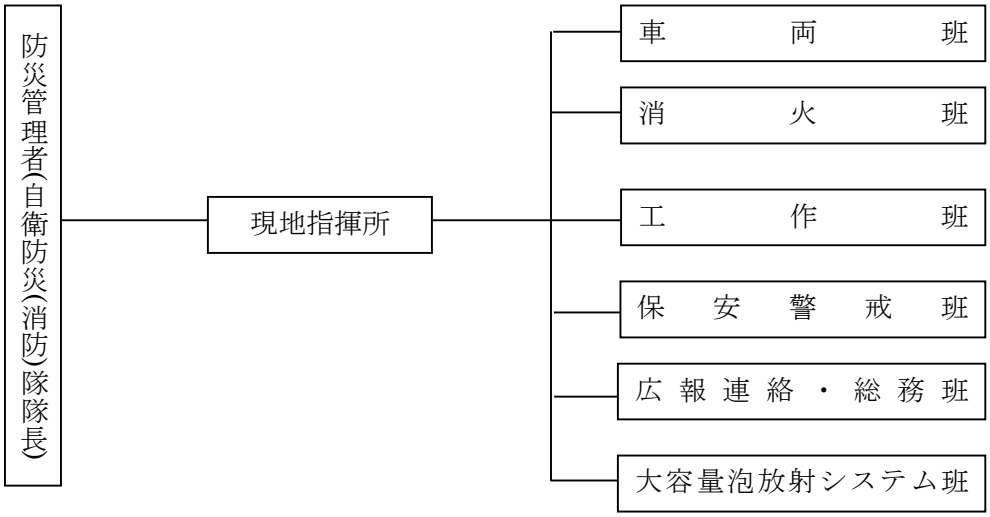

第４節　相互応援協力体制の確立

防災関係機関及び特定事業者は、特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、相互間の応援協力を円滑に行い、災害の拡大防止を図るため、次により応援協定の締結を促進する等、相互応援協力体制の確立を図るものとする。

第１　特定事業所間の相互応援

各特定事業者は、その設置に係る特定事業所の所在する特別防災区域内の他の特定事業所において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、その特定事業所の自衛防災組織を派遣する等相互に協力して一体的な防災活動を実施するため、あらかじめ応援協定を締結し、相互応援協力体制を確立しておくものとする。

応援協定の内容は、概ね次のとおりである。

１　応援要請の手続きに関すること。
２　応援隊の出動に関すること。
３　応援活動の範囲、内容に関すること。
４　指揮命令系統に関すること。
５　応援隊の撤収に関すること。
６　応援に関する費用の負担方法に関すること。
７　その他必要な事項

第２　中国地方５県による相互応援

鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県は、災害等が発生し、被災県が独自では十分な応急措置等が実施できない場合に、迅速かつ的確に被災県における応急措置等の支援を実施するため、応援協定を締結し、相互の協力体制を確立しておくものとする。

名　　称	締結機関名	締結年月日	備　　考
中国５県災害等発生時の広域支援に関する協定	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	平成 24 年 3 月 1 日	平成 23 年 1 月 11 日に締結された協定は廃止

第３　中国・四国地方９県による相互応援

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県は、災害等が発生し、被災県が独自では十分な応急措置等が実施できない場合に、迅速かつ的確に被災県における応急措置等の支援を実施するため、応援協定を締結し、相互の協力体制を確立しておくものとする。

名　　称	締結機関名	締結年月日	備　　考
中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	平成 24 年 3 月 1 日	平成 7 年 12 月 5 日に締結された協定は廃止

第４　全国４７都道府県による相互応援

全国都道府県は、災害が発生し、災害を受けた県が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災県以外の県が相互に協力して、被災県の応急対策及び応急復旧を迅速かつ円滑に遂行するため、応援協定を締結し、相互の協力体制を確立しておくものとする。

名　　称	締結機関名	締結年月日	備　　考
全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	全国４７都道府県	平成 24 年 5 月 18 日	平成 19 年 7 月 12 日に締結された協定は廃止

第５　県内全市町及び消防事務組合間の相互応援

江田島市は、近隣市町消防一部事務組合及び県内全市町との連携の強化を促進し、広域的な応援体制の確立を図るものとする。

なお、現在締結されている県内全市町及び消防一部事務組合間の応援協定は次のとおりである。

地区名	名　　称	締結機関名	締結年月日	備　　考
県内全域	県内広域消防相互応援協定	広島県内全市町及び全消防一部事務組合	平成 22 年 3 月 16 日	昭和 62 年 10 月 1 日締結された協定は廃止

第６　海上保安部（署）と関係市間の相互応援

現在締結されている応援協定は次のとおりである。

地区名	名　　称	締結機関名	締結年月日	備　　考
江田島地区	消防業務協定	呉海上保安部 江田島市	平成 17 年 8 月 10 日	
能美地区	〃	広島海上保安部 江田島市	〃	

第７　関係市とその他の関係機関間の相互応援

関係市は、特定事業所、近隣市及び海上保安部以外のその他の関係機関とも応援協定の締結を促進し、相互応援体制の確立を図るものとする。

なお、現在締結されている応援協定は次のとおりである。

地区名	名　　称	締結機関名	締結年月日	備　　考
江田島地区	消防相互援助協約	江田島市 在日米陸軍基地管理隊	平成 17 年 12 月 6 日	
	災害活動覚書	江田島市 海上自衛隊第１術科学校	平成 17 年 4 月 5 日	
		江田島市 海上自衛隊呉弾薬整備補給所	平成 17 年 4 月 5 日	
能美地区	〃	〃	〃	

第８　広島県と広島県内全市町間の相互応援協定

広島県及び広島県内の全市町は、広島県内で発生し、災害を受けた市町が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、広島県内の他の市町に応援要請する応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため、また、県を通じて行う他の都道府県の市町村との災害時の相互応援を迅速かつ円滑に遂行するため、応援協定を締結し、相互の協力体制を確立しておくものとする。

名　　称	締結機関名	締結年月日	備　　考
災害時の相互応援に関する協定	広島県、広島県内全市町	平成８年１２月２日	